

第 2 回検討会における主な指摘事項 [議事録抜粋]

1. 法制度に関する事項

(1) 消費者契約法

- (a) 2018 年改正で入った靈感商法の取消権がこれまで使われた裁判例が見当たらない。靈感商法対策として効果的な法律になっていないということを改善する立法事実かと思う。このためには、狭過ぎる要件を広げ、様々な専門家の方が提起していた無知や脆弱性を殊更に利用するような場合という要件をここに持ち込んでいくことを検討すべき。
- (b) 消費者契約法第 4 条第 3 項第 6 号については非常に長い様々な要件が付されているということで、靈感商法的なものは、いろいろなパターンが考えられ、あまりに細かく要件を設定し過ぎると、かえってそれが範疇から外れてしまうことになってしまって、使い勝手が悪くなっているのではないか。
- (c) 靈感商法（の対策）をやっていると、健康不安は結構ある。その健康不安は第 5 号であることから、同号は絶対に必要。総論である第 3 号ではなかなかうまくいかないの、第 5 号や第 6 号を切り出したという経過がある。第 3 号は一種の総論になっていて、この第 3 号の「社会生活上の経験が乏しいことから」を削除すれば、あとはイロハでくつつければ、靈感商法も健康不安商法も入ってくる。第 3 号から第 6 号までは検討事項として資料には挙げておいていただかないといけない。
- (d) 判断能力の低下した消費者が生活に著しい支障を及ぼす契約の勧誘を受けた場合も取消権を認めるべきではないかという提言がなされていた。（令和 4 年の法改正で）この改正がなされていないのはどういう趣旨か。

(2) 特定商取引法

- (e) 靈感商法的なものは、一旦会って話をしてしまうと不安がどんどんかき立てられるので、自力で断ることが非常に難しくなってくると思う。そういう意味で言うと、そもそも家には来てほしくないということをあらかじめ表示しておくことによって水際で防止する対策を取るという考え方もあり得るのではないか。

(3) いわゆる寄附の位置付け

- (f) 献金搾取を契約とみなすことには限界があるので、献金についても無知や脆弱性の利用要件のようなルールを考えても良い。公益法人であれ、宗教法人であれ、人を苦しめるような方向でお金を集めたら駄目だし、そういった形で集めたお金に税優遇が起きることは許されないという点では、共通部分がある。
- (g) 贈与契約、いわゆる双務契約ではなく片務契約でも、当然、消費者契約法の適用対象になる、ターゲットの範疇に入っているのではないかとも思う。「プレゼント+献金」について、民法によるという回答だけではなく、実際には消費者契約法の適用範囲がもうちょっと広いのではないかということも考えられるので、その辺についても御検討をいただければ良い。

(4) 法人の解散命令

- (h) 民事責任を多々負う団体が宗教法人として存続し続けて税制優遇を受け続けているのはなぜなのかという点も原因を把握する必要がある。現状の（宗教法人）法の中で、これまで解散命令の前提となる質問権が利用された例があるのか、何例あるのか、どういう結果になったのかということをお願い。違法行為を組織的に繰り返す団体が調査を受けて解散命令も受けるというルートが全然機能していないのであれば、機能するように宗教法人法の改正も含めた提案をしていくことが必要になろうかと思う。
- (i) 最近、VISION の関係で消費者庁に対して会社解散命令の申立ての要請が出ているが、実際にできるのかできないのか、そもそも消費者庁が主導して利害関係認定をして会社解散命令ができるのか。悪徳商法を繰り返す法人があったときに、消費者庁として、会社であれ、宗教法人であれ、最終的に解散命令ができる立てつけであれば、消費者庁が主導できるという話になる。

(5) その他

- (j) 2000 年に廃止されたが、準禁治産者制度に浪費（者の行為能力の制限）の規定があったことから、旧統一教会関係に関しても、2000 年まではその浪費の規定を使って言えば財産の保全をした。個人の人権の観点からそれが廃止されて以降、財産を保全することに非常に困難を伴うことになっている。
- (k) 今までの法律では、当然これ（成年後見制度）は使えない。子供は、被害を受けても、救済策が全くない状態。そこを考えると、何か手を打たなければ、本当の被害者は小さな子供だったりするのではないか。

2. 周知啓発・消費者教育に関する事項

- (l) トラブル情報を知っていれば、自らトラブルに近づかないことができるので、未然防止には消費者教育がとても重要。コロナ感染症の拡大で、この2年半ぐらひは、消費生活センターで行っている出前講座などもできず、少し足踏みの状態の面もあったと思うので、今まで以上に力強く消費者教育を進めていただきたい。

3. 相談対応に関する事項

4. その他

- (m) （この検討会の射程は）大きく二つかと思う。一つが、靈感であれ、献金であれ、カルト的な団体による違法な金銭的な搾取をどのように予防・救済するのかという問題。もう一つが、こうした違法な金銭的搾取を繰り返すカルト的な団体の根っこを断つ、つまり、必要があればきちんと解散命令に持って行って税優遇などの特権的地位を取り上げるためにはどうすればいいのかという問題。

(※) 第2回検討会の議事録を踏まえ、消費者庁において整理したもの。